

さいたま市告示第1401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年8月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第一工区）

さいたま市見沼区深作三丁目18番6

（第二工区）

さいたま市見沼区深作三丁目18番7、18番24、18番25、18番26、18番27、
18番28、18番29、18番30、18番31、18番32、18番33、18番34

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和8年4月20日

第開－N2025137号

4 検査済証番号

令和8年8月27日

第完－N2025137号